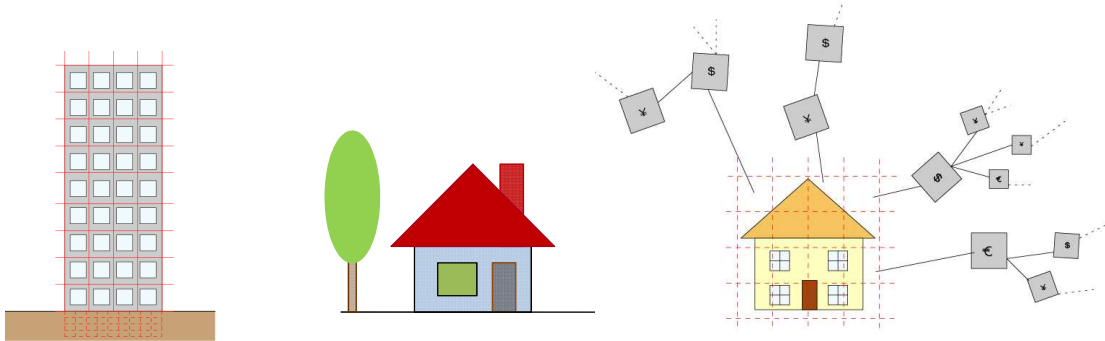


生活困窮者・被保護世帯等の 安定的な居住の実現のために必要なこと

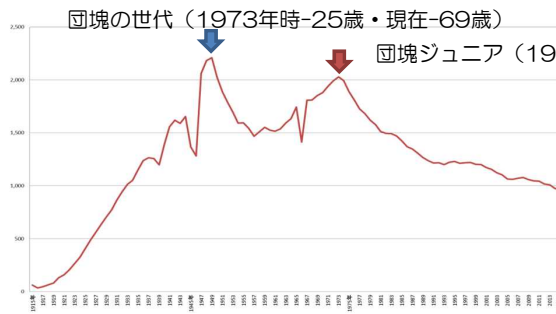
生活困窮者自立支援及び生活保護部会 2017.6.27

園田真理子(明治大学)



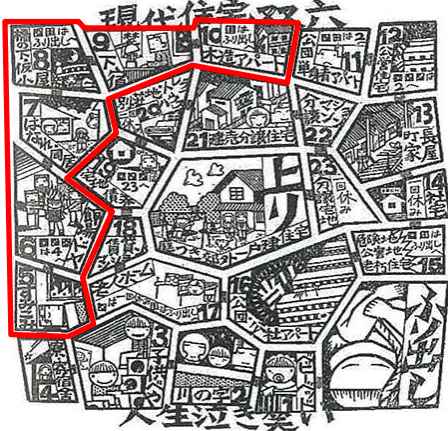
ターゲットは誰か!?

高度成長期に
取り残された
団塊の世代
→生活保護



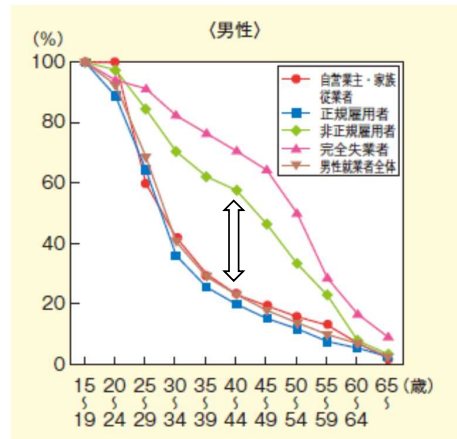
正規雇用
されなかった
団塊ジュニア
→生活困窮者

住宅双六1973年版

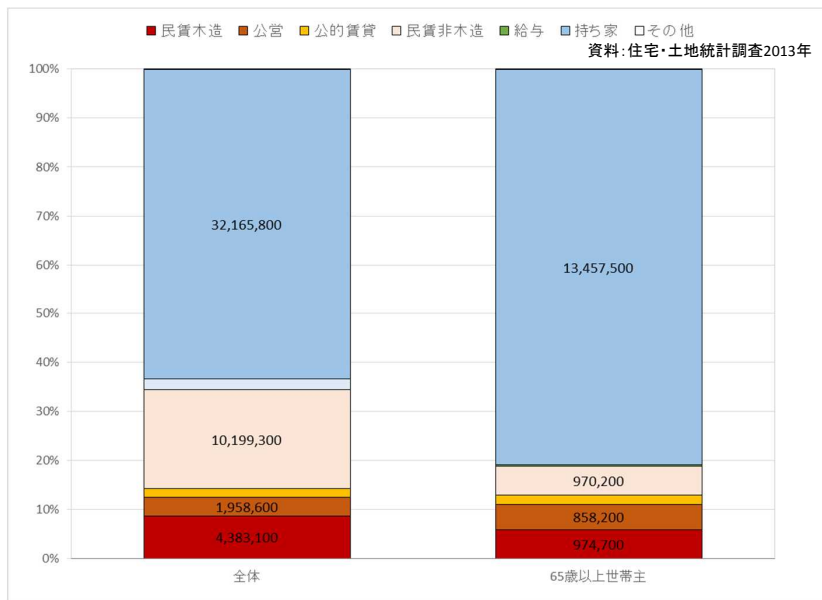


雇用形態別非婚率2013年

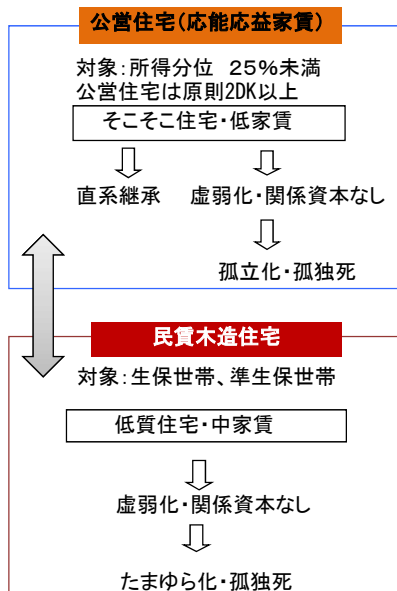
資料: 国勢調査2015年



六層の居住階層-低質な民賃が最下層に位置している



公営住宅層と低質民賃層の現況

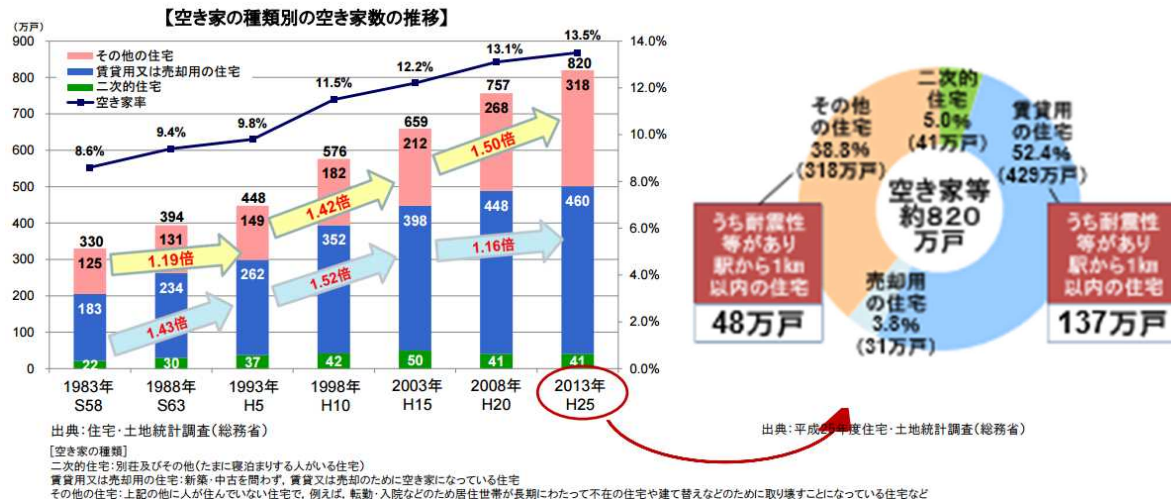


民賃マーケットに占める生保受給世帯の割合*

(被生保世帯で民賃居住世帯) 110~112万世帯/1453万世帯 (民賃総世帯数) = **7.5%程度**
 * 生活保護・基準部会調査データより園田試算

国交省と厚労省の政策統合による真の居住のセーフティネット構築が急務³

唯一の“朗報” - 空き家の激増



だが、しかし・・・

賃貸用の空き家→遊休化

- 民間家主の高齢者、障害者等に対する入居拒否
- 家賃不払い、近隣トラブル、居室内死亡事故に対する不安
- 家主の高齢化と建物の老朽化による経営意欲の減退

その他の空き家→放置

- 家主はしろうと
- 運用、追加投資のインセンティブなし
- 個々バラバラの行政対応（ex.空家特措法→除却偏重）

5

空き家を活用するには、「生活支援」が必要

家主の「安心感」

- 見守り
- 交流
- 励まし
- 下支え（底抜け阻止の支援）

本人の「関係力の回復」と「安心感」

6

「生活支援」の財源がない!? 担い手がいない!?

資料：福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会第2回

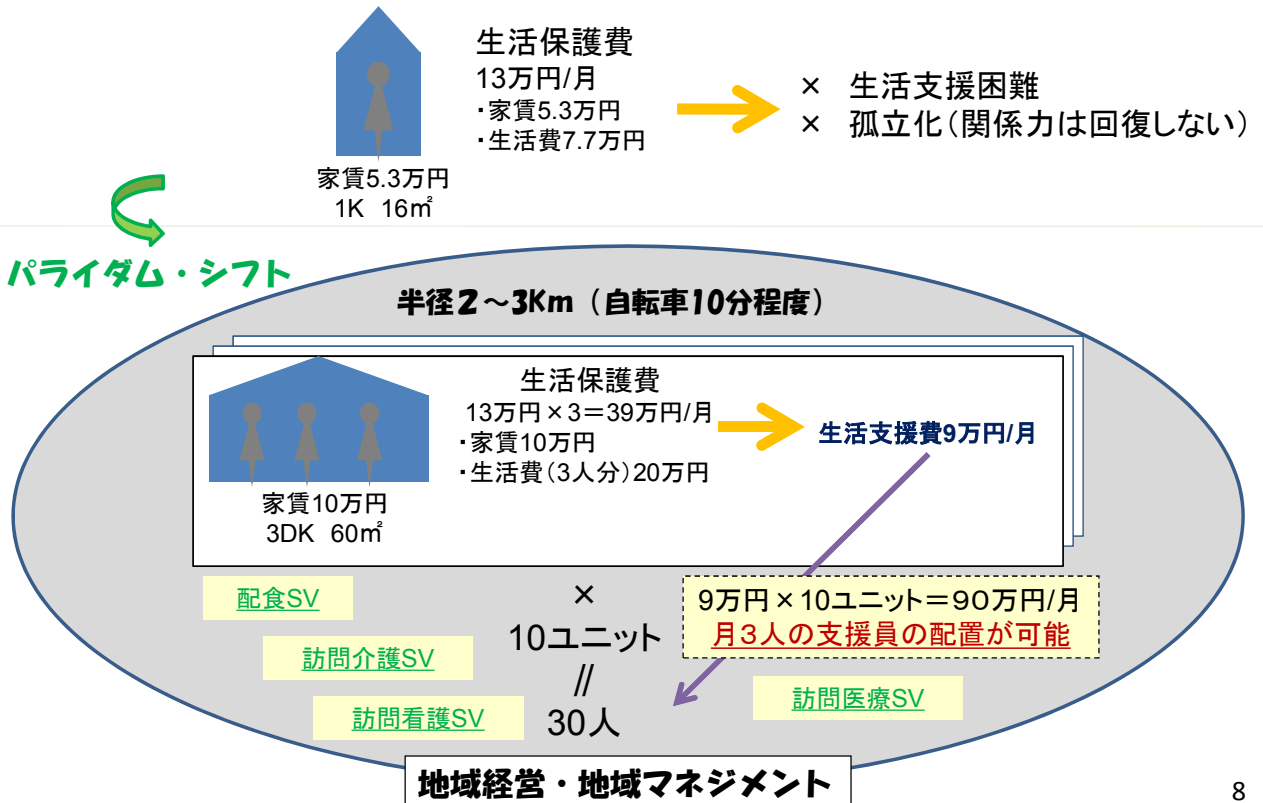
住宅確保要配慮者等に対する居住支援施策（見取り図）（案）						
住宅確保要配慮者等に対する効果的な居住支援の実現に向けては、①居住支援協議会が関係者の連携ネットワークを構築しつつ、②ハード面の供給、③連帯保証人・緊急連絡先の確保、④入居支援等、⑤生活支援の提供、の5本柱で進めていくことが必要。						
対象者	低所得者 (生活保護受給者含む)	高齢者	障害者	子育て世帯 (ひとり親・多子世帯)	DV被害者	児童養護施設 退所者
関係者の連携	居住支援協議会(基礎自治体レベルの活動の充実)★					
ハード面の供給	保護施設★ 無料低額宿泊所等	特別養護老人ホーム★ 認知症高齢者グループホーム★ 高齢老人ホーム★ 軽費老人ホーム★ 有料老人ホーム★	障害者グループホーム (共同生活施設を併せ持つ)★ (※2)		婦人保護施設● 婦人相談所一時保護施設●	
連帯保証人・緊急 連絡先の確保	公的賃貸住宅(公営住宅・地域優良賃貸住宅等)★ 民間賃貸住宅(新たな住宅セーフティネット制度):①登録住宅((入居拒否しない住宅)★、②専用住宅(改修費補助・低所得者の家賃低廉化)★【新設】(※1) 居住支援法人(新たな住宅セーフティネット制度):①居住支援法人による家賃債務保証●、②住宅金融支援機構による家賃債務保証保険【新設】(※1) 家賃債務保証会社(民間):①一定の要件を満たす家賃債務保証会社を登録☆、②住宅金融支援機構による家賃債務保証保険【新設】(※1) 社会的養護自立支援事業(仮称)★ (ひとり親及びDV被害者は、母子生活支援施設や婦人保護施設等の施設退所者に限る)					
入居支援等 (相談、住宅情報、契約 サポート、コーディネー ト等)	居住支援協議会★、居住支援法人(新たな住宅セーフティネット制度)【新設】●(※1) 生活困窮者自立支援制度(居住支援)★					
生活支援 の提供	居住の安定確保支援事業 (生活保護受給者)★ 保護施設★ 一部の無料低額宿泊所等	地域支援事業▲ (高齢者の安心な住まいの 確保に資する事業) (介護予防・日常生活支援 総合事業) 介護保険サービス▲	地域移行支援▲ 地域生活支援事業 (居住サポート事業等)★ 障害福祉サービス等 (原宅介護・地域定着支援等) ▲	母子・父子自立支援員★ ひとり親家庭等 日常生活支援事業★ ひとり親家庭等 生活向上事業★	婦人保護事業★	社会的養 護自立支 援事業 (仮称)★ 児童養護 施設退所 者等に対 する自立支 援資金貸 付事業●

地域の事情に即した統合的な運用

地域独自の創意工夫

「お金」が足りないのではなく、「知恵」を使っていない

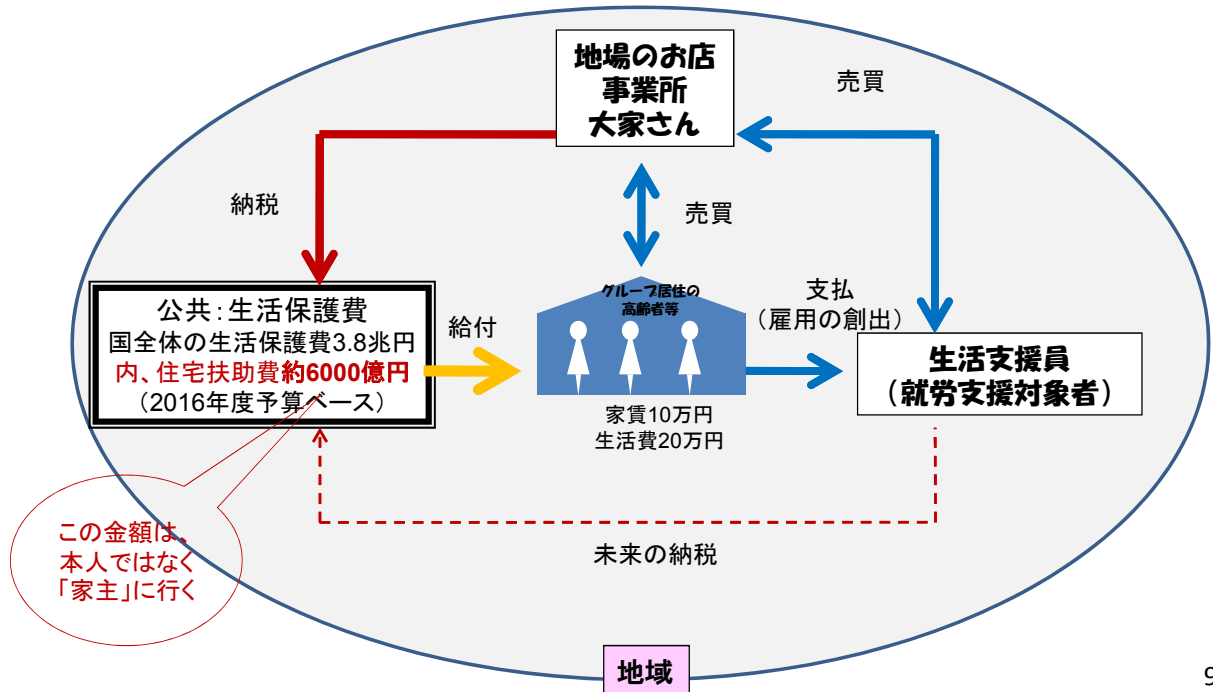
「地域」の普通住宅を活用した「グループ居住」の提案



「地域・グループ居住」による「地域経済」の活性化

生活保護費の投下が地域の経済循環を創出する！

地域に「関係資本(ダム)」が蓄積されないかぎり、生活保護費等は、砂に水を撒いているような行為



9

解法の実例

「ふるさとの会」東京

- NPO法人自立支援センターふるさとの会を中心に、介護事業会社、建物賃貸借・家賃保証会社、就労支援組合、資金調達会社等を多角的に展開
- 墨田、台東、新宿、西東京市等において地域に密着し、空家を活用
- 事業の中で雇用を創出し、「支援付き就労」を実現
- 最後の看取りまでを行う仕組みを試行中

「京都市高齢者すまい・生活支援モデル事業」京都

- 京都市居住支援協議会がプラットホーム
- 家探しは「すこやか賃貸住宅協力店」の不動産事業者(6事業者)が担当
- 入居後は、京都市老施協が選定した社会福祉法人(8団体)のスタッフが見守り等を担当
- 約2年間で44件の住み替えと居住継続支援を実施

「住まいサポート福岡」福岡

- 福岡市社会福祉協議会にコーディネーターを配置
- 不動産事業者の「協力店(28社)」と生活支援を担う「支援団体(14団体)」を登録
- 見守り、緊急時対応、死後事務、専門相談、権利擁護他の22サービスを提供
- 約2年間で118件の住替えと居住継続支援を実施

10

(参考) 個々バラバラな行政の問題

◆ 市町村

- 福祉（生活保護、困窮者支援、障害者、子育て）
- 介護

空白

- 都市計画

空白

- 空き家

◆ 都道府県

- 医療

- 住宅

残る最後の課題は「看取り」問題

社会的入院を許容するのか

基礎自治体に住宅政策専課なし

民賃住宅は行政の埒外